



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4163 号 2018.1.25 発行

【寝屋川監禁】凍死女性、小6から「体にあざ」「父親怖い…」同級生らが証言 監禁罪などで両親起訴

産経新聞 2018年1月25日

柿元愛里さんが遺体で発見された自宅＝平成29年12月27日、大阪府寝屋川市（本社へりから、彦野公太朗撮影）



大阪府寝屋川市の民家の隔離部屋で柿元愛里さん（33）が両親に長期間にわたって監禁され、凍死した事件で、愛里さんが学校に登校していた小学6年生のころに「体にあざがあった」と複数の同級生が証言していることが24日、捜査関係者への取材で分かった。愛里さんが当時、「父親が怖い」と話していたことも判明。6年の

3学期になると突然姿を見せなくなり、それから中学校卒業まで一度も通学していなかった。

大阪府警寝屋川署捜査本部は、小学校高学年ごろから両親が愛里さんに厳しく接し、6年の3学期以降は実質的な隔離状態に置いていたとみている。

大阪地検は24日、父親の柿元泰孝容疑者（55）と母親の由加里容疑者（53）について、監禁と保護責任者遺棄致死の罪で起訴した。

起訴状によると、両被告は平成19年3月12日ごろから昨年12月18日ごろの間、内側から解錠できない二重扉や監視カメラを設置した隔離部屋で統合失調症だった愛里さんを監禁。昨年1月からは急激にやせて衰弱していたのに、満足な食事や治療を受けさせずに全裸で放置し、昨年12月に凍死させたとしている。地検は両被告の認否を明らかにしていない。監禁の期間は逮捕容疑では約15年とされたが、地検は起訴段階で範囲を限定した。

一方、愛里さんと小学校で同じクラスだった女性（33）は取材に対し「小学6年の夏ごろ、愛里さんの腕や足にあざがあるのを見つけた。つねられたような痕だった」と証言。同級生の男性（33）も愛里さんの体に「あざがあった」とし、「父親が怖い」と言っていたのを記憶している。捜査本部も同様の証言を得ており、両親がこのころから厳しいしつけをしていた可能性があるともみている。

泰孝被告らは隔離した愛里さんの様子を、監視カメラで確認。長期間にわたる映像の記録をDVDで保存していた。捜査本部が内容を調べたところ、死亡した2畳の部屋とは別の小部屋で、学齢期とみられる愛里さんが閉じ込められているのが写っていた。



【寝屋川監禁】「心が痛い」「何かできたのでは」悔やむ教師たち

産経新聞 2018年1月24日

柿元愛里さん（小学校の卒業アルバムから）

「監禁なんて考えもしなかった。本当に心が痛い」

大阪府寝屋川市の住宅のプレハブで柿元愛里さん（33）が監禁

され凍死した事件は24日、保護責任者遺棄致死と監禁の罪で両親が起訴された。愛里さんが小学6年のときに担任をしていた元教諭はそう言って唇をかんだ。卒業式が迫っていたため欠席が続いていた愛里さんの自宅を訪ねた。両親から「図書室で借りた本を返し忘れていて、学校に行きにくい」とよく分からない説明をされ、違和感を覚えたという。

元担任は「誰でも忘れることはある。気にせず学校に来てほしい」と伝え、愛里さんとも言葉を交わした記憶がある。心配したクラスメートからの手紙も渡した。病気の話は何も出なかった。しかし愛里さんが卒業式に姿を見せることはなかった。

漫画を描くことが得意だったという愛里さん。元担任が「漫画新聞を発行してみたら」と提案すると、元気よく応じ、好評だった。

同級生の男性は「漫画家にあこがれていた」と振り返る。事件後、愛里さんに貸したことがあるギャグ漫画を現場に供えた。「成人式で集まったときも柿元さんの話をした。そのとき自宅を訪ねればよかった」と悔やんだ。

中学の担任教諭は自宅の外観が強く印象に残っている。「塀が高くて、中が全く見えない。普通じゃなかった」

愛里さんは一度も登校しなかった。学校に来てほしいと訪問や電話で繰り返し説得したはずだが、やり取りは覚えていない。「監禁されているとは、考えることができなかった。何とかできたのではと申し訳ない気持ちでいっぱいだ」と話した。

「手話を法制化し言語に」広がる活動 自治体で条例制定も 産経新聞 2018年1月25日

2020年の東京五輪・パラリンピック開催を前に、聴覚障害者らが手話を言語と認める「手話言語法」の制定を訴え活動している。手話が言語と認められれば、どこでも手話が使え、環境整備が国の責務で進められるためだ。自治体で条例制定も広がり、全国の知事らも声を上げている。

手話言語条例が 成立した15府県

(全日本ろうあ
連盟まとめ)



全知事が後押し

平成29年11月7日、国会内で開かれた「手話を広める知事の会」総会に、聴覚障害者や与野党の国会議員ら約300人が集まった。会長の平井伸治鳥取県知事が手話を交え「手話言語法の制定を要請していきたい。ともに歩んでいきましょう」と呼びかけると、参加者が両手を上げて揺らし、手話で拍手を送った。会には全ての都道府県知事が加入する。



手話言語法は、手話を法的に言語と位置付ける。全日本ろうあ連盟の案は、聴覚障害者が幼いうちから手話を学ぶ機会を保障し、手話で情報を入手できる環境整備を国や自治体に義務付ける内容。全ての地方議会で法律制定を求める意見書も採択された。

世界ろう連盟によると、海外ではフィンランドやニュージーランド、韓国などで同様の法律が制定され、聴覚障害者の権利保障が進む。しかし全日本ろうあ連盟の久松三二事務局長は「日本では長い間、手話は『手まね』とさげすまれてきた歴史がある」と明かす。

特別支援校で教育

かつて、ろう学校では健常者と同じように日本語を聞き取り話せるようになることが優先され、手話は禁じられた。代わりに、補聴器や人工内耳をつけ、口の形を読み取り日本語を発声する「聴覚口話法」による教育が1990年代まで続いた。

しかし口話法の習得は非常に難しく、「健聴者のコミュニケーション方法の強制だ」との

批判もあった。平成15年には生徒や親らが「国が手話を学校で教えないのは教育を受ける権利の侵害に当たる」として人権救済申立書を日弁連に提出。日弁連は17年、「手話を言語と認め、聴覚障害者の権利を保障すべきだ」とする意見書を公表、少しずつ特別支援学校での手話教育が広がり始めた。

地域格差に懸念

自治体では鳥取県が25年に全国初の手話言語条例をつくり、今では13府県に上る。その他、市町村レベルでは85市11町に広がる。

長野県は、県庁で手話講座を開いて職員が率先して手話を学び、聴覚障害者に観光を楽しんでもらおうと手話通訳付きのツアーも開催。兵庫県明石市は、市内の全小学校で手話教室を開くほか、手話通訳士を正規採用した。通訳者が不在でも対応できるよう、テレビ電話での遠隔通訳サービスも始めた。

ただ地域格差の懸念もある。全日本ろうあ連盟の久松さんの頭をよぎるのは、東日本大震災で障害者の死亡率が住民全体の2倍以上だったとのデータだ。津波の情報が伝わらず犠牲になった可能性がある。「手話言語法の制定は聴覚障害者の命を守ることにつながる。障害者がどこでも安心して暮らせるようにしたい」

<ひと> 蒲原基道さん 施策は「何より現場」 厚生労働省事務次官 佐賀市出身、58歳
佐賀新聞 2018年1月25日



厚生労働省事務次官の蒲原基道さん

「いい意味で官僚っぽくない人」。佐賀県関係の国会議員らは口をそろえて人柄をこう評する。厚生労働省官僚トップの事務次官として働き方改革や受動喫煙対策、医療、介護、障害福祉のトリプル報酬改定といった難題に向き合う。「職員がやりがいを持って働ける職場をつくりたい」

佐賀市与賀町で幼少期を過ごした。「昔の佐賀駅や佐賀城跡、商店街の風景を覚えている」。父親が多久市、母親が佐賀市の出身。その後、県外に引っ越したが、佐賀市の親せきの家でよく遊んだ。

入省後も障害者福祉に関するシンポジウムなどで県内を訪れ、「さまざまな人たちと縁を持たせてもらっている」

障害者支援が長く、児童手当や少子化対策の室長など福祉畑を歩んできた。障害者自立支援法施行で混乱していた時も全国の現場を歩いて制度の円滑化に向け、施策を講じた。「何より現場。現場との関係で常に自分の政策を見つめ直せば、何が足りないか分かる」

厚労省は所管業務の幅が広く、大臣の国会答弁回数も他に比べて多い。「就職では大蔵省（現財務省）などの経済官庁も考えたが、人の生活に密着した仕事がいいなと思った」。その志は官僚トップになった今も変わらず、職員には生活の現場の大切さを説く。

過ごした時間は短いが佐賀への愛着は強い。「小さいからこそ、都会に比べて首長がその気になれば、さまざまなアイデアを実現できる。行政のちょっとした手助けで地域のコミュニティづくりが進む。そんな土壌が佐賀にはある」。東京都練馬区。

自分事としてオモロイ仕事を——『「無理しない」地域づくりの学校』発刊に寄せて

竹端寛 / 福祉社会学

シノドスジャーナル 2018年1月25日

近くて遠い関係

2017年にミネルヴァ書房から『「無理しない」地域づくりの学校—「私」からはじまるコミュニティワーク』という編著を上梓させて頂いた。この本を一言で表現するなら、帯に書かれている「まちづくりと福祉は接点を持てるのか？ 福祉の『枠組み外し』実戦編！」というフレーズに尽きる。とはいえ、普通の読者の方にとっては、この帯のフレーズその

ものが、???かもしれない。少し、この部分に光を当てて考えてみたい。

「まちづくり」と「福祉」。この二つは独立した・一見無関係な分野である。一番わかりやすいのが、書店や図書館での配架。福祉というのは、医療や教育の近所に並べられている。一方まちづくりは、地方自治のコーナーにあったり、近年ではコミュニティデザインブームなので、建築やデザインコーナーに並べられている。その二つの書棚は結構離れていることがほとんどだ。実際、本書を出して下さったミネルヴァ書房は福祉に定評のある老舗だが、まちづくりの本は殆ど出していない。他方、まちづくり系の書籍を出している出版社が福祉の本を出している、という例はあまり聞かない。

この背後には霞ヶ関の縦割りが関連している。地域における福祉の事を考えるのが、地域包括支援センターや社会福祉協議会という存在だが、これらを所管しているのは厚生労働省である。一方、中山間地での地域おこしやまちづくりの重要な担い手に、地域おこし協力隊という存在があるが、この地域おこし協力隊を所管しているのは総務省である。この二つは、一見すると全く接点がない。

だが、この「まちづくり」と「福祉」の境界は、現場に出てみると、実は曖昧である。というか、きっぱり二つにわけられない。例えば「シャッター通り商店街」の問題。これは、経営者の高齢化の問題および跡継ぎの不在、の問題と重なっている。更に言えば、中心市街地の空洞化による「買い物難民」の問題も指摘される。そして、この「買い物難民」とは、自動車免許を返納したり、要介護状態の高齢者の層と、かなりの程度、重なっている。

あるいは、地域おこし協力隊が関与する中山間地域では、耕作放棄地や獣害対策の問題が深刻な社会課題となっている。だが、そもそもそういう地域は高齢化率が50%を越えた、いわゆる「限界集落」である可能性が高い。団塊の世代が75歳を超える（後期高齢者）となる2025年には、そのような地域を維持することが出来るか、という課題が一気に噴出する可能性がある。「地方消滅」、というのはその文脈で言われているが、これは高齢者福祉の問題と密接に結びついている。

つまり、「まちづくり」や「地域おこし」の課題は、「福祉」領域の課題と重なり合っていることがしばしばある、というのが実情である。だが、これまでは管轄官庁の違いや、研究領域、あるいは出版社の専門性の違い、などがあって、容易にこの二つは交わることはなかった。そういう意味で、「まちづくり」と「福祉」は「近くて遠い関係」なのである。

福祉やまちづくり、の前に、私であること

そんな関係性を見直そうという動きが、国策レベルでも進みつつある。厚生労働省は、2025年に要介護高齢者が爆発的に増加し、介護保険や医療保険が財政破綻することを強く警戒している。その予防策として、地域の中での自助・公助の推進や、公的サービスに依存しないで地域の中でボランティアに問題を解決する仕組みとして、「我が事・丸ごと地域共生社会」という政策目標を作り、その実現に向けて「地域福祉」を推進せよ、と大号令をかけている。

そして、福祉現場では、個別のケースに対応するだけでなく、そのケースを通じて見えてくる地域課題をも、福祉課題として捉え、その地域の中で解決し、持続可能な地域づくりをするように、という政策目標が掲げられ、それに関する研修もてんこ盛り、である。そして、かく言う僕自身も、福祉現場に出かけて、地域福祉に関する研修なども手がけてきた。

だが、正直に申し上げて、「国がそうしろと言っているから、皆さん取り組みましょう」というトップダウン的な展開は、少なくとも地域課題に関しては、向いていない。それは、なぜなのか。

理由は簡単だ。人は、説得されても、自分が納得しなければ、動かないからだ。福祉現場で働く専門職に、地域の事を考えましょう、と号令をかけても、当の本人自身が福祉の「枠組み」に固執している限り、「目の前のケースへの対応で日々一杯一杯なのに、なぜ地域のことにまで関わらねばならないのか？」という問いが先行して、積極的に関与しよう

としない。

これは「まちづくり」「地域おこし」に置き換えても同じだ。シャッター街や耕作放棄地問題について改善したい、と思う人は、確かに「高齢者福祉」の存在を薄々感じているけど、そこまで手が回らない、それは福祉専門職の課題だ、と後回しにしやすい。「福祉」と「まちづくり」「地域おこし」に関しては、その両者を規定する「枠組み」が意外に強固で、それを外すのは簡単ではないのだ。

だが、それを乗り越える、意外だけれど本質的な手段があった。それは、「私」を主語として主題化することである。それは一体どういうことか？

答はものすごくシンプル。福祉専門職であるまえに、まちづくりに携わる前に、自分自身もその地域に住んだり、関わったりする一住民である。その「私」に立ち戻って、「私」が「したい」地域活動からはじめてみればよいではないか。書けば、ものすごくシンプルな提案である。だが、この提案は、これまでの常識を覆す提案でもある。

「無理しない」 地域づくりの 学校

「私」からはじまるコミュニティワーク
*** 岡山県社会福祉協議会
*** 竹崎 寛・尾野寛明・西村洋巳



ミネルヴァ書房

「すべきだ」から「したい」へ

読者の皆さんは、福祉にどんなイメージを抱いておられるだろう？ 固い・真面目・近寄りづらい・正義の・・・といったイメージをもっていないだろうか？ そう、福祉って、「〇〇すべきだ」「〇〇しなければならない」といった、**should** や **must** の語法で溢れかえっている。かく言う僕自身も、数年前まで、色々な研修の場で福祉専門職に向かって「本気度が足りない」「もっと〇〇すべきだ」といった語法を使いまくっていた。肩の力が入りまくっていた。

だが、そんな **should** や **must** の語法って、率直に申し上げて、恫喝の語法、である。納得に基づく自発的な行動変容とは逆の、説得や恫喝に基づく強制的な変化を求めるアプローチである。それでは、真面目で従順な一部の人は変わってくれるかもしれないが、大半の人は納得しない限り、行動変容は出来ない。

そして、そんな変わらない現実を目の前にして、「あなた達にあれだけ口酸っぱく言ったのに、まだわからないの？」と更に煽って、恫喝を強めて、なおさら反感や反発を招いて……。これは親が子どもにガミガミ説教して子どもが反抗を強める、という典型的な悪循環のパターンの再演そのものである。問題を解決したい、と思ってある種のアプローチを取るのだが、そのアプローチそのものが問題を更に悪化させる要因となる、という意味で、悪循環における「偽解決」とも言われている（詳しくは長谷正人『悪循環の現象学』ハーベスト社、参照）。

この悪循環における「偽解決」を越える為には、解決したいと思う人のアプローチを変えるしかない。上記の例でいけば、研修講師である僕自身の恫喝や **should**・**must** アプローチを変えない限り、何も始まらない。でも、どこから始めてよいのだろう……。

そう悩んでいたときに出会ったのが、僕とは逆に「まちづくり」から「福祉」に参入していた、もう一人の編者である尾野寛明さんだった。彼は、インターネット古書店を格安の家賃の島根の過疎地に移した後、そこで請われるままに障害者就労を引き受け、そのうちに地域課題の解決と障害者就労を結びつけ、今では中山間地域では珍しい障害者就労 A 型事業所の経営まで行っている社会起業家である。かつ、全国各地で「起業しない起業塾」を展開し、大きな成果を生み出している。

その彼の塾を見に行くと、僕にとって衝撃的だったのが「マイプラン」だった。塾生が半年間にわたって自分のアクションプランをブラッシュアップしていくのがマイプランなのだが、その一枚目のスライドが「マイストーリー」から始まるのだ。これは、福祉業界の枠組みに浸りきっていた僕にとっては、目から鱗、の展開だった。「自分のことをこれだけ語るなんて！」という、コロンブスの卵、的展開だったのだ。それは、なぜか？

should・**must** が支配する世界では、「利用者のために〇〇すべきだ」という語法はしば

しば聞く。だが、そう「すべき」私は、なぜそれを「したい」のか、が出てこない。自分自身が福祉の仕事に携わったのはどんな理由で、それ以前に自分はどんな人で、何が好きで、どんなことを楽しいと感じ、どんな人生を送りたいのか。こういう「私」は、福祉専門職の「鎧」の前では見事なほどに「去勢」されてしまう。

だが、尾野さんの塾を見ていると、それとは真逆に、塾生達がみんな必死で自分語りしている。しかも単なる自分語りではない。自分を活かし、自分が問題だと思う地域課題を解決するために、自分ならどんなアプローチが出来るか、を真剣に模索しているのだ。これって、まさに「私」を活かした上で、地域の問題を自分事として考える、「私」からはじまるコミュニティワークそのものだ。そう気づかせてもらった。

「学校」＝志塾の冒険

そんな経緯から、僕と同じく地域福祉への不全感を抱き、岡山県社会福祉協議会という福祉推進組織の中でくすぶっていたもう一人の編者、西村洋己さんと出会い、尾野さん、西村さんと三人で、岡山を舞台に始めた志塾的な場所が、今回出した本のタイトルでもある『「無理しない」地域づくりの学校』である。

2015年からスタートし、三期生まで送り出したこの「学校」。福祉現場で「もやもや」している、一皮むけたい、もっと仕事を楽しまたい…でもどうしてよいかわからない。そんな不全感や問題意識を感じている現場の担い手に集まってもらい、半年間というスパンで、月に一度、自分のマイプランを出してもらい、それを「校長」の僕や「教頭」の尾野さんがコメントや添削し、ブラッシュアップしていく場作りを続けてきた。

毎回、小さくても自分自身の「場」を作ってきた先駆者達をゲストに呼び、その先輩の試行錯誤から受講生には学んでもらう、という機会も作ってきた。そのような場作りを、岡山県社会福祉協議会という「地域福祉」の中間支援組織で展開できるよう、「用務員」の西村さんは、主催者として骨を折ってくれた。

そんな全国的にもあまり例のない、「私」の「したい」を深掘りする、まちづくりと地域福祉の接点のような場を作り続けてきたからこそ、の成果が3年の中で生まれ始めている。例えば一期生で20代のソーシャルワーカーの森さんは、地元の市の専門職団体を作り、自らが「会長」になった。年功序列的に言えば「一番下」に近い若者が「会長」である。彼は、自分自身が知らない・興味ある課題を自分事として考えたい、と市に在住・勤務する外国人の支援に取り組む人との交流の場を作ったり、あるいは福祉現場でもタコソボ化して知らない他の福祉領域を学び合うワールドカフェを作ったり、町屋で介護を語り合うイベントを企画したり、と展開している。

同じく一期生の難波さんは、自分の祖父母の暮らした地区を歩いて周り、その地域の魅力的な人々と出会いながら、その人々が交流する拠点としての「酒場」を開き（地方に行くと居酒屋すらない地域も少なくない）、まちづくりや福祉の事を本音で語り合う場を作っている。これらの事例は、従来の「福祉研修」でも「まちづくりのプランニング」でも出てこなかった、「まちづくり」と「福祉」の接点的な展開である。

そんな森さんや難波さんの実例だけでなく、尾野さんがどんな風に「まちづくり」と「福祉」をつなげる仕事をしてきたのか、彼の人材育成の方法論などもてんこ盛りに紹介したのが、書籍としての『「無理しない」地域づくりの学校』である。「まちづくり」や「福祉」に興味がある方、あるいはこれからの自由な働き方について模索している方、などに、是非ともお手にとって頂きたい一冊である。

最後に、「無理しない」の意味について。先にご紹介した森さんも難波さんも含めて、プランニングを試行錯誤する中で、それぞれの受講生は、一皮むけるための苦労や努力をしている。だが、それは **should** や **must** に基づく、恫喝的な「無理」ではない。自分自身の「したい」を深掘りするために、自分自身のコアな部分と向き合い、それを形にしていく作業である。それは、楽ではないけれど、ほんまものの「自分事」だからこそ、決して「無理」ではない。これが、「無理しない」の意味である。

「私」から離れた何らかの規範や呪縛に支配されては、人生は面白くない。ほんま

もんの人生を楽しむためには、外発的な「無理」ではなく、内発的な「オモロイ」を探求しながら、「まちづくり」や「福祉」を自分事として考えて欲しい。そんな編著者からのメッセージも込められている。

よかったら、ご一読くださいませ♪

「無理しない」地域づくりの学校:「私」からはじまるコミュニティワーク

出版社: ミネルヴァ書房(2017-12-10) 定価: Amazon 価格: ¥ 2,700 単行本(244ページ) ISBN-10: 4623081362 ISBN-13: 9784623081363

竹端寛(たけばた・ひろし) 障害者福祉政策 / 福祉社会学

1975年京都市生まれ。山梨学院大学法学部政治行政学科教授。専門は障害者福祉政策、福祉社会学。大阪大学人間科学部、同大学院人間科学研究科博士課程修了。博士(人間科学)。元内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員。山梨県障害者自立支援協議会座長。著書に『枠組み外しの旅ー「個性化」が変える福祉社会』(青灯社、2012年)、『権利擁護が支援を変えるーセルフアドボカシーから虐待防止まで』(現代書館、2013年)など。



障害者が作る もみ殻の燻炭 土壌改良で高評価(岐阜)



福祉新聞 2018年01月25日 編集部

もみ殻を製造器に入れるための作業をする利用者

岐阜県揖斐川町の障害者支援施設「ハートピア谷汲の杜」(柏尾真道施設長)は、地域の資源を有効活用した生産活動の場づくりを目標に掲げ、もみ殻の燻炭や竹炭づくりなどを行っている。

社会福祉法人大和社会福祉事業センターが2002年に開所した同施設は生活介護30人、就労移行支援6人の多機能型事業所。利用者は「農芸」「燻炭」「ベーカリー」「クリーンサービス」の4班に分かれ、生産活動を行っている。

燻炭に従事しているのは、生活介護の利用者9人。特に地域の人から高評価なのが、保水性、通気性に優れ、土壌の改良材として使われるもみ殻を炎が出ない燻焼にした炭だ。1袋40リットル入りを500円でJAや道の駅などで販売。春や秋を中心に年間3000袋以上売れるという。

燻炭は、JAから無料でもらってきたもみ殻を専用製造器で8時間かけて炭化させる。利用者はもみ殻を製造器に入れたり、できた燻炭を袋詰めしたりする作業を担う。

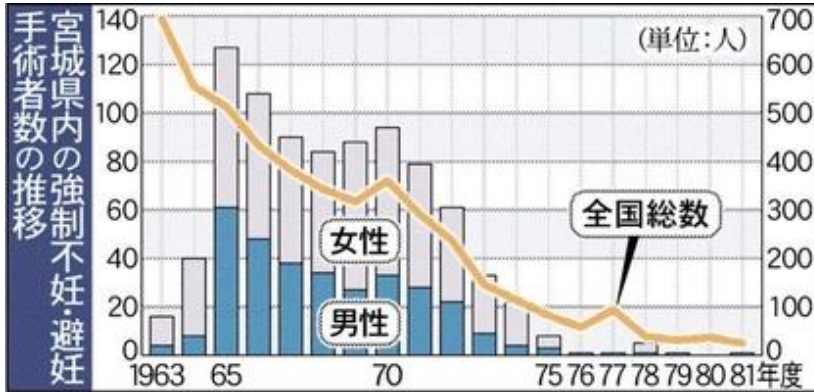
「農芸班の農作物を育てるために作り始めたが、評判を聞いた地域の人から『分けてほしい』と言ってくるようになった。これは商品になると思い、生産を始めた。最初2台だった製造器が今は7台になった」と柏尾施設長は振り返る。

製造量が増えるのに伴い、植物活性化や土壌改良に効果がある木酢液の採れる量も増え、2リットル500円で販売するようにもなった。

一方、消臭効果のある竹炭は、飾り付けし、室内用インテリアとして販売している。使うのは、荒れた竹林を手入れした際に伐採した竹や、門松に使われた後の竹だ。

「地域の資源を有効活用して、地域で売れるものを作りたいと思った。地域のニーズにマッチした製品を使ってもらえるのは本当にうれしい。施設を知ってもらうことにもつながる」と話す柏尾施設長。もみ殻の燻炭や竹炭の生産量が毎年増え続けているのは、それだけ同施設が地域に貢献している証しといえるだろう。

<強制不妊・避妊手術>宮城県内859人 旧優生保護法 最年少は9歳



※全国総数は年単位。76、77、79、81の各年度は各1人、性別不明。80年度は優生手術台帳がないなどのために把握できず。左目盛りは宮城県、右目盛りは全国

「不良な子孫の防止」が目的の旧優生保護法で1963～81年度、宮城県内でも859

人が強制不妊・避妊手術を受けていたことが24日、県への取材で分かった。最年少は9歳だった。同法は年齢制限の規定がなく、法の目的達成のため行政側が手術を押し進めた可能性が浮かび上がった。

県内で手術を受けた人の数はグラフの通り。県が所有し手術の申請理由などが記された63～86年度の優生保護台帳に基づき、県が集計した。

手術者が1人の年度を除く各年度で女性が半数を超え、女性に対し積極的に不妊手術を実施したことがうかがえる。全体の約37%に当たる320人が男性で、男女問わず手術が行われた実態も明らかになった。

63年度と74年度には、それぞれ9歳女兒が不妊手術を受けた。手術理由とされた「遺伝性精神薄弱」は、この2人を含む771人（全体の約90%）の手術理由になった。

旧優生保護法による強制手術について、立命館大生存学研究センターの利光恵子客員研究員（生命倫理）は「『障害者の生殖機能はなくてよい』という差別と偏見に基づいた非人道的な措置だ。（都道府県が設置した）優生保護審査会が手術を認めたことに驚きを禁じ得ない」と指摘する。

強制手術を巡り、宮城県内の60代女性が15歳時に不妊手術を強いられたとして、国に補償を求める全国初の訴訟を30日、仙台地裁に起こす。

高齢者見守りで5事業者と協定 島原市、市医師会 長崎新聞 2018年1月25日

島原市と市医師会（高尾雅巳会長）は22日、介護タクシーを運行する「林田観光バス」など5事業者と、高齢者らの事故防止や異変の早期発見を図る「高齢者等見守りネットワーク連携協定」を結んだ。

日ごろの業務の中で高齢者らの事故や異変に気付いた場合、市や地域包括支援センターに通報する。

同市城内1丁目の森岳公民館であった調印式で、古川隆三郎市長は「高齢者にとって大きな安心につながる。見守り体制の充実に協力を」とあいさつした。

市福祉課によると、市内の65歳以上の高齢者は1万5133人（昨年4月1日現在）。人口の約33%を占めており、高齢化が進んでいるという。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

